

クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2020年11月16日

ジョージアマイクロローン事業者ファンド II 2号~9号

運用状況のご報告

標記ファンドに関しまして、すでに一部ローンにおいてジョージアの資金需要者からの返済に遅延が生じている旨は報告させていただきましたが、その後の状況および2020年10月期における本ファンドシリーズの投資家様への分配についてご報告をさせていただきます。

事業の概要

本ファンドにおいてクラウドクレジット・ファンディング合同会社（以下、「本営業者」という）はエストニアグループ会社（Crowdcredit Estonia OÜ）にジョージアで貸付を行い、エストニアグループ会社はこの貸付金を原資に、（案件①）マイクロローン事業者ファンドシリーズで貸付先となっている小口融資事業者（B社）グループのジョージア（旧グルジア共和国）子会社（L社）に対して貸付を行うとともに、（案件②）MintosというP2Pレンディングプラットフォームを介して、ジョージアの会社 Creamfinance Georgia LLC の取り扱う個人向けローン債権の購入を行いました。

案件①の資金需要者の変更のお知らせ

2019年5月に、ジョージア国内法規制の変更に伴う影響に伴い、B社グループからの申し出を受け、本ファンドの資金借入人を当初の債務者であるL社から、別のB社グループ会社であるGA社に移管しました。また、L社が債務をGA社に移管した後も、L社がGA社の債務返済を保証するというGuarantee Agreementの締結も同時に行っております。当社としては、投資家のみなさまに過大な信用リスクを負わせることにはならないと判断し、上記の借入人の変更を受け入れました。

この発端となった規制変更に関しては、2018年7月以降、現地ジョージアにて貸金業者を監督している中央銀行が、貸金業者の資本金要件の引き上げ等の規制強化を進めており、業界全体で事業に対する逆風となっております。

リストラクチャリングとこれまでの分配に関して

L社は現在有しているマイクロファイナンス事業者免許を当局に返上する代わりに、より規制環境が緩やかなライセンス（以下、「新ライセンス」という）の取得に向けた行動をはじめました。ジョージア現地の法律では、マイクロファイナンス事業者免許を当局に返上するためには中央銀行が任命した整理

人による資産査定と事業内容査定を受ける必要があり、問題がないことが確認できたところで免許返上
が認められます。当初、L社の免許返上は3か月程度で完了するものと見込まれておりました。しかし
ながら、実際に整理人がL社の資産査定をしたときに整理人から「L社がエストニアグループ会社に対
して行っている保証行為（GA社が当社エストニアグループ会社に返済を履行できなかったときにL社
が返済を保証するもの）が、『マイクロファイナンス事業者は株主もしくは現地金融機関以外からの融
資等をうけてはいけない』との規制に反するため、これを解除しない限り免許返上はできない」と指摘
されました。当社グループも整理人と直接コミュニケーションをとり、整理人が上記認識にあることを
確認しました。そのため、2020年4月期末時点におきましても、L社はマイクロファイナンス事業者免
許を返上できておらず、またL社に対して新ライセンスが付与されておらず、整理人の精査のプロセス
が継続しております。これにともない、整理手続き中のL社では資金の払い出しが禁じられており、エ
ストニアグループ会社への返済も行われておりませんでした。

エストニアグループ会社とL社及びGA社は、整理人がL社のマイクロファイナンス事業者免許返
上を認められる状態へと契約内容を更新させる必要があることに同意し、そのための交渉を行いました。
具体的には、L社はGA社のエストニアグループ会社に対する債務に関して保証を外すことで、L社に
は株主以外の第三者からの融資等が直接的にも間接的にも存在しない状態にいたしました。その半面で、
L社は親会社であるB社とGA社への債務を持っていますが、GA社への返済を優先させ、GA社はL
社から返済金を受領したときには、その資金で遅滞なくエストニアグループ会社へと返済を行うとい
うものです。エストニアグループ会社とL社・GA社・B社とは、新契約の概要については合意し、契約
書の締結作業を進めました。

2020年7月14日配信済みの「ジョージアマイクロローン事業者ファンドII 2号~9号 運用状況に
ついてのご報告」でご報告のとおり、2020年8月時点において、上記のエストニアグループ会社とL
社・GA社・B社の契約書は、整理人が受領し締結がなされ、L社の整理が完了した状況でした。ただ
し、新型コロナウイルスの影響により、L社が新ライセンスを取得するまでにはまだ時間がかかると見
込んでおりました。

したがって、当初のリストラクチャリング案では、2020年7月22日を満期とし、GA社及びL社よ
り行われた返済を、適宜各号に応じた元本と利息、並びに損害金の残高を基に按分することを予定して
おりましたが、上記理由により当初のスケジュール通りの返済が困難であると考え、2020年12月18
日に満期を変更し、同様に按分することを予定しました。

その後、2020年8月期において、2019年1月にGA社が債権ポートフォリオを一部売却した外部回
収会社からGA社に対してポートフォリオ売却代金の入金がありました。そのため、GA社は当該受け
取り資金を原資としてエストニアグループ会社に対する部分返済を履行し、当社はこの部分返済金を原
資とし、各ファンドに分配を行いました。

当月期の分配および今後の見通しに関して

2020年10月14日付「分配停止に関するお知らせ」でご報告した通り、日本時間2020年10月2日において、当社はL社より、次の4点の連絡を受けました。

1. L社が2020年9月28日付で、中央銀行より新ライセンスを取得したこと。
2. L社が1.のとおり新ライセンスを取得したことで、同社がジョージア国内で税金の還付を受けられる目途が立ったこと。
3. L社が2020年10月1日付で、同社の保有する債権ポートフォリオの売却を完了したこと。
4. GA社がエストニアグループ会社へ、3.の債券ポートフォリオ売却代金として受け取ったEUR 135,000の送金を行ったこと。

上記4.に記載しました通り、エストニアグループ会社はその売却代金EUR 135,000をGA社より受取り、本営業者へ部分返済を行いました。本営業者は、そこから弁護士費用等のファンド負担費用を控除したEUR 131,819.02を原資として、当月期の分配を行います。

2020年10月期のファンド全体の分配額に関しましては以下をご参照ください。

2020年10月期分配時点（ファンド全体）

2号～9号

当初予定分配額	GEL 0.00・・・	(1)：当初予定分配総額 ※
当月分配額	GEL 496,597.58 (EUR 131,819.02)・・・	(2)：2020年10月期実績分配額
実績為替レート	EURGEL=3.7672・・・	(3)：当月分配額のGEL金額とEUR金額から逆算して求めたレート

※ 運用開始時に将来のキャッシュフローを想定し、当社が計算した予定分配額

なお、今後、L社は上記2.に記載した税金の還付を受けられれば、その資金をもとにエストニアグループ会社への返済を行う予定です。

当社といたしましては、ジョージア現地のマイクロファイナンス事業のおかれている状況の変化とともに、GA社及びL社の状況を引き続きモニターし、新しい情報が取得され次第、ご報告させていただき所存でございます。なお、分配金はファンドの維持管理等および送金等にかかるコストを控除したのになります。

引き続き、よろしくお願い申し上げます。

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016年3月

【資本金】 1,000,000円

【住所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番1号